



高額介護合算療養費の支給

保険年金課

(国保給付担当) ☎775-5136
(高齢者医療担当) ☎775-5125

高齢介護課
☎775-9827

(管理給付適正担当) ☎775-6473
☎776-8872

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、1年間(毎年8月～翌年7月)の医療保険と介護保険の自己負担の合計額が自己負担限度額を超えたときは、申請により超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。☎2月以降(予定)
※上尾市の国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入しており、支給の対象になる人には申請書を送付します。住所変更や他の医療保険に異動した場合などはお知らせできないことがあります。

12月定例市議会 補正予算などの議案を 可決・答申・認定

総務課 ☎775-4963
☎775-9819

12月定例市議会は、12月1日～21日の21日間の会期で開かれました。この議会では、個人番号カードを利用した「コンビニエンスストアで印鑑登録証

明書を取得することができるようにするための条例改正案などの議案が審議されました。

このうち市長提出の議案では、直接請求を受けて提案された条例案を除く15議案と諮問3件が全て原案のとおり可決または答申されました。また、9月定例市議会に提出され継続審査となっていた平成27年度決算認定に関する6議案についても、原案のとおり認定されました。

●人権擁護委員の候補者の推薦

人権擁護委員の候補者に、千葉ふみ子氏、藤波政明氏、野田正氏を推薦することに異議なき旨の答申がされました。

「上尾市空家等対策計画(案)への意見を募集

交通防犯課 ☎775-5138
☎775-9927

適切な管理がされていない空き家などについて、その対策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画となる「上尾市空家等対策計画」を策定します。市民コメント制度に基づき、この計画案に対する意見を募集します。☎市内に在住・在勤・在学の人、または計画に利害関係を有する人【計画案の公表・意見募集期間】2月1日(水)～28日(火)【計画(案)・意見書

の設置場所】交通防犯課、市役所1階情報公開コーナー ※市ホームページにも掲載しています。【意見などの取り扱い】内容を検討し、計画策定の参考にする ※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容を市ホームページで公表します。個別には回答しません。【提出方法】意見書(市ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記入して、直接または郵送(28日消印有効、ファクス、メールで交通防犯課(〒362-8501本町3-1-1、☎S209000@city.age.org.jp)へ ※電話では受け付けできません。

自治会等地域による団体功勞者総務大臣被表彰者

市民協働推進課 ☎775-4539
☎775-9819

昨年11月29日、東京都千代田区の総務省庁舎で総務大臣表彰の表彰式が行われました。これは、自治会などの代表者として15年以上在職し、自治会活動などを通じて良好な地域社会の維持や形成に顕著な功績があった個人を顕彰するものです。全国では134人が表彰され、そのうち埼玉県内は2人でした。本市からは、次の人が表彰されました(敬称略)。【被表彰者】尾上道雄(尾山台団地自治会)

飼い主としてのマナーを

生活環境課 ☎775-6940
☎775-9872

ペットを飼うときのマナーを守らない飼い主に対する苦情が多く寄せられています。飼い主は次の点に注意し、ペットとの暮らしを楽しみましょう。ふんは必ず持ち帰り、オシッコは水で流す／犬は首輪・リードでつなぐ／愛情と責任を持ち、最後までペットを飼い続ける／狂犬病の予防注射は、必ず毎年受ける

●適正飼養啓発フレートの無償配布

飼養に関するマナーで困っている人に、「適正飼養啓発フレート」を無償で配布しています。詳しくは生活環境課へ問い合わせてください。

ひとり親家庭の中学生向け 学習支援事業を開始

子ども支援課 ☎775-6819
☎774-5342

4月から、ひとり親家庭の中学生向けに学習支援教室を開催します。対次の①②のいずれにも該当するひとり親家庭の中学生①児童扶養手当全部受給世帯②現在学習塾・家庭教師・通信教育などを利用していない申対象となる世帯へ2月上旬に案内書を郵送

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)を開始

高齢介護課 ☎775-4190・☎776-8872

介護保険法の改正により、4月から高齢者の介護予防の推進と日常生活の自立を支援する「総合事業」が始まります。これは、要支援者が利用する介護予防サービスの一部（訪問介護と通所介護）の内容を継続したまま、サービスの選択の幅を広げ、利用者のニーズに応じたサービスを提供できるよう、地域の支え合いの体制づくりを推進するための事業です。

主な変更点

- ①介護予防サービスの「訪問介護」・「通所介護」が、総合事業の「訪問型サービス」・「通所型サービス」に変更
- ②専門職が提供する訪問介護・通所介護と同様のサービスに加え、市認定ヘルパーや地域住民が支える多様なサービスの提供が可能
- ③総合事業の訪問型サービス・通所型サービスだけを利用する場合は、要介護認定を受けなくても、基本チェックリストの判定を受けて、サービスの利用が可能

【サービス内容】訪問・通所介護事業所、NPO、ボランティア団体などさまざまな主体からサービスを提供

【対象者】介護予防・生活支援サービス／介護保険の要支援1・2の認定を受けた人、基本チェックリストにより生活機能の低下が見られ事業対象者と判定された人
一般介護予防事業／65歳以上の全ての人

【利用方法】高齢介護課または各地域包括支援センターに相談を

これまで		4月～	
要介護1～5の人	介護サービス ●訪問介護、通所介護など	要介護1～5の人	介護サービス ●訪問介護 ●通所介護など
要支援1・2の人	介護予防サービス ●訪問看護、福祉用具貸与など	要支援1・2の人	介護予防サービス ●訪問看護 ●福祉用具貸与など
65歳以上の人など	介護予防事業 ●元気アップ教室 など ●アッピー元気体操 ●みのり倶楽部 など	65歳以上の人	一般介護予防事業 ●転倒予防を目的としたアッピー元気体操 ●認知症予防を目的としたみのり倶楽部 など
		要支援1・2の人	介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・生活支援サービス ●訪問型サービス ●通所型サービス これまでの介護職や医療職による専門的なサービスに加え、市認定ヘルパーや地域住民が支えるサービスも提供

●Q&A

Q1：要支援認定で訪問介護と通所介護を利用しているが、総合事業への移行後にサービスを利用することはできますか？

A1：これまで同様、訪問や通所サービスを利用することができます。

Q2：要支援認定はなくなってしまいますか？

A2：要支援認定はなくなりません。なお、訪問看護などの介護予防サービスを利用する場合は、要介護認定申請が必要です。

上尾市認定ヘルパー養成研修

地域の助け合いを推進するため、上尾市認定ヘルパーの受講者を募集します。市が定める研修を受けることで、介護福祉士などの資格を持っていない人でも、総合事業の担い手として要支援者などに家事援助などを行うことができます。 ☎3月2日(木)・3日(金)・9日(木)・

10日(金)・16日(木)13～16時(全5日) 所市総合福祉センター(平塚724) 因高齢者に関する基礎知識や介護技術 因地域の支え合い活動を行う予定の人 因60人(先着順) 申2月1日(水)から直接または電話で市社会福祉協議会(☎773-7155)へ

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

国民年金保険料の 納付書・クレジットカード での2年前納を開始

保険年金課 ㊚775-5137

㊚775-9827

大宮年金事務所 ㊚652-3399

4月分から国民年金保険料が、口座振替に加えて現金(納付書)・クレジットカードでも割引額の大きな2年前納により納められるようになります。【前納可能期間】現金(納付書)／任意の月から翌々年3月分までクレジットカード／4月分から翌々年3月分まで(4月末に納付) ※詳しくは大宮年金事務所に問い合わせてください。

国民年金保険料は お得な口座振替を

保険年金課 ㊚775-5137

㊚775-9827

大宮年金事務所 ㊚652-3399

①口座振替の前納

1年度分の保険料を前納する場合は、割引額は、現金払いでは3,460円ですが、口座振替では4,090円になります(平成28年度額)。6カ月分の前納も口座振替がお得です。また、2年度分を前納すると、1万5千円程度の割引になります。 ※下期

6カ月(10〜3月分)を除く口座振替の前納は2月28日(火)までに申し込みが必要です。

②口座振替の当月「早割」

月々の納付も口座振替の「早割」(当月保険料の当月末日振り替え)がお得です。口座振替による毎月納付の場合、通常の振替日は翌月末ですが、「早割」に変更すると、保険料が月額50円引きになります。

【①②共通】国民年金手帳または納付書、預貯(貯)金通帳、通帳届け出印を用意して、金融機関または大宮年金事務所へ

緑の募金(家庭募金)のお礼

みどり公園課

㊚775-8129

㊚775-9906

県緑化推進委員会

㊚824-5978

㊚824-2168

昨年9・10月に実施した募金の総額は、458万6,978円になりました。皆さんから寄せられた募金は、県緑化推進委員会を通して募金総額の50%を「上尾市みどりの基金」に繰り入れし、市内緑化の推進と緑化保全事業のための資金に使われます。



児童手当制度

子ども支援課

㊚775-5120・㊚774-5342

児童手当は、家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、中学校修了前までの児童を養育している人に支給されます。児童手当を受けるには申請が必要で、手当の支給は原則申請した日の翌月分からになります。出生や転入で児童手当の申請をする場合は、出生日や転出予定日の翌日から数えて15日以内に申請してください。15日を過ぎて申請した場合、原則として遅れた月分の手当を受け取ることはできませんので注意してください。また転出や、児童を養育しなくなった、公務員になった

【支給月額】

対象児童	月額(1人あたり)	
	所得制限限度額未満	所得制限限度額以上
3歳未満	15,000円	一律5,000円
3歳～小学生	10,000円 (第3子以降は15,000円)	
中学生	10,000円	

※制度上の「児童」とは、18歳になった最初の3月31日までの人です。その児童のうちで何番目に当たるかを「第1子」「第2子」と数えます。

などの場合には、届け出が必要になります。市内に住所があり、中学校修了前の児童(15歳に達する日以降最初の3月31日まで)を養育している人 ※児童の住所は市内で、養育者の住所が市外の人は、養育者の住所地で申請してください。公務員は勤務先で申請してください。【支給月】6月/2〜5月分、10月/6〜9月分、2月/10〜1月分 ※平成28年6月の更新手続きが済んでいない場合は、2月定期支給を受け取ることができませんので、速やかに手続きをしてください。10月に定期支給があった人は、手続き済みです。

【所得制限限度額(平成28年度)】

扶養人数	所得制限限度額
0人	630万円
1人	668万円
2人	706万円
3人	744万円

※4人目以降は1人増えるごとに38万円を加算します。※ここでいう所得とは税法上の所得を指すものであり、収入ではありません。扶養人数は、税法上の扶養親族などの人数です。※この表の所得制限限度額には、政令控除(一律8万円)があらかじめ加算されています。その他に、障害者・寡婦(夫)・勤労学生・雑損・医療費・小規模企業共済等掛金などの控除があった場合は、それらの金額を所得から控除します。



市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。
 新年を迎えたかと思ったら早くもひと月が過ぎてしまいましたが、いかがお過ごしでしょうか。
 年始にはアップーやまゆみちゃん、そして子どものあゆみに240通もの年賀状が届きました。たくさんの年賀状をいただき、ありがとうございました。私も拝見させていただきましたが、アップーファミリーの素敵なイラストや「これからもがんばって!」「会いたい!」といった手書きの応援メッセージが書かれていて、新年から心が温かくなりました。送っていただいた人は幅が広く、年齢は3歳から私と同じくらいの人、地域は市内はもちろん遠くは兵庫県の人もいらっしゃいました。アップーファミリーも友好都市の福島県本宮市をはじめ、上尾市を飛び出してさまざまな場所で活動し、少しずつですが全国的にも知名度が上がっていることを感じます。これからもファミ

リーで元気に上尾市の魅力を発信していきますので、かわいがっていただきたいと思います。

また、ひときわ目に留まった年賀状は、「住んでいたところは思わなかったけれど、たまに帰ると、とてもいいまちだったのだなと思います」という手書きの文章でした。かつて上尾市に住み、現在は県外に住んでいる人からのお便りでしたが、普段は当たり前だと思っていることへの気付きの大切さ、視点を変えることの大切さを私も感じました。そして何より「いいまち」と想い返していただいたのはなぜだろうと考えてみると、それは市役所はもちろん、市民の皆さん一人一人が日々の暮らしの中で、より良い上尾市にしようと力を尽くしてくださっていることで、確実に前進していることの表れであると確信しています。

平成28年度も終盤になりますが、この時期は事業の総仕上げとともに、次年度に花を咲かせる約750事業の企画立案も大詰めとなります。市では、冬の寒さに負けることなく、一生懸命に取り組んでおり、立春を控えずで熱気を感じています。

まちづくりには市民の皆さんの力が欠かせません。これからも日々を大切に過ごし、誰からも愛される素晴らしい「ふるさと上尾」を一緒にかたちづくっていきましょう。

市立平方幼稚園 園児の募集

平方幼稚園 ☎725-2008
 教育総務課 ☎775-9469・☎776-2250

☎平成24年4月2日～平成25年4月1日に生まれ、上尾市に住民登録があり、平成29年4月以降も引き続き市内に在住予定の幼児 【保育期間】2年 費月額7,500円
 ※生活保護世帯は無料、市町村民税非課税世帯は3千円です。その他、多子軽減制度、母子・父子世帯(みなし寡婦(夫)を含む)と在宅障害児(者)のいる世帯の軽減制度もあります。☎50人 ※5歳児は定員に空きがありますので、随時受け付けています。☎申込書(平方幼稚園〈平方1346-1〉または教育総務課にある)に必要な事項を記入して直接、平方幼稚園へ ※保護者と子ども同伴の簡単な面接があります。保育・施設見学は随時受け付けています。詳しくは問い合わせください。

文化センターの受け付けを一部再開

市民協働推進課 ☎775-4539・☎775-9819

耐震補強工事などの改修工事のため現在休館中の文化センター・上尾公民館は、10月1日からリニューアル開館を予定しています。これに伴い、3月1日(水)から文化センターのホールなどの一部施設について、上尾市公共施設予約システムで抽選申し込みの受け付けを開始します(文化センターの集会室と多目的室は7月1日(土)～、上尾公民館は8月1日(火)～)。【施設予約の問い合わせ先】文化センター(平塚951-2イコス上尾内)☎774-2951・☎774-2955、上尾公民館(上町2-14-19教育センター内)☎775-0185・☎776-7366

『ことりっぷ上尾』電子書籍版を無料でダウンロード

情報・賑わい発信ステーション「あびっと!」 ☎775-5917・☎775-5024
 広報広聴課 ☎775-4918・☎776-8873

市内の名所などの魅力を掲載した『ことりっぷ上尾』の電子書籍版が、3月22日(火)まで無料でダウンロードできます。スマートフォンやタブレットにダウンロードしてご活用ください。

【ダウンロードはこちらから】



(Android版)



(ios版)

☎とき ☎所 ☎内容 ☎対象
 ☎申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」

☎費用・金額 ※記載のないものは「無料」 ☎定員 ☎持ち物
 ☎問い合わせ

ごみの減量とリサイクルを

市では、ごみ処理に1トン当たり約4万3千円の経費がかかっています。資源の有効活用とごみ処理経費の削減のためリサイクルにご協力ください。

環境政策課 ☎775-6925・FAX775-9872
西貝塚環境センター ☎781-9141・FAX781-9166

生ごみの減量化にご協力を

生ごみの約80%は水分です。生ごみの水気を切ることで、生ごみの減量だけでなく、臭い防止・CO₂削減の効果も得られます。また、燃えにくい水分が減ることで、焼却炉への負担も軽減できます。

●生ごみの水切りのポイント

①野菜の皮など水分の少ないごみは、水に濡らさない②お茶殻やティーバッグなど、水気が多い物は乾燥させる③ごみ出し前によく絞る

●生ごみ処理容器などの補助制度

生ごみを堆肥化する処理容器などの購入にかかる費用の一部を補助します。

生ごみ減量化機器(電気式生ごみ処理機) / 2万円を上限に購入費用の2分の1を補助 生ごみ処理容器(コンポスト) / 4千円を上限に購入費用の2分の1を補助 ※詳しくは環境政策課へ問い合わせてください。



「小型家電のリサイクル」にご協力を

小型家電のリサイクルにより、捨てられてきた希少金属(レアメタル)の有効活用や最終処分場の延命化など、さまざまな効果が期待できます。市内9カ所に回収ボックスを設置し、希少金属を多く含む小型家電の回収をしています。平成28年4月から9月末までの小型家電の回収実績は、1万5,240キログラムです。引き続き、小型家電のリサイクルにご協力ください。

【回収ボックス設置場所】市役所、各支所・出張所、西貝塚環境センター

【対象品目】30×15センチの回収ボックス投入口に入る家電製品(デジタルカメラ、ビデオカメラ、CDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤー、ゲーム機、電子辞書、ICレコーダー、携帯電話、ノートパソコンなど) ※電池類は抜き取ってください。 ※回収ボックスの投入口に入らない小型家電は、「金属・陶器」の回収日に出せます。 ※家電リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機)は回収できません。 ※携帯電話、ノートパソコンなどは、個人情報情報を完全に消去してください。携帯電話は販売店などでも回収しています。



回収ボックス

上尾市民駅伝競走大会の交通規制にご協力を

スポーツ振興課 ☎781-8112・☎776-2250

「第35回上尾市民駅伝競走大会」を2月12日(日)に開催します。当日駅伝コースになる道路は、ランナーの通過する時間帯が交通規制になります。下図に示した部分の道路は大幅な交通規制が行われますので、車やバスなどでお出掛けの際は注意してください。

また市民の皆さんとランナーの安全のため、大会競技要員の指示・誘導に従い、コース内の駐車もご遠慮ください。当日は、コース周辺が大変混雑してご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

●期日 2月12日(日)【雨天・小雪決行】

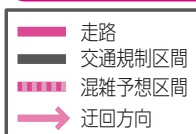
※積雪・落雷の恐れがある場合は中止(予備日なし)

●競技(公道使用)時間 8:00~12:00(予定)

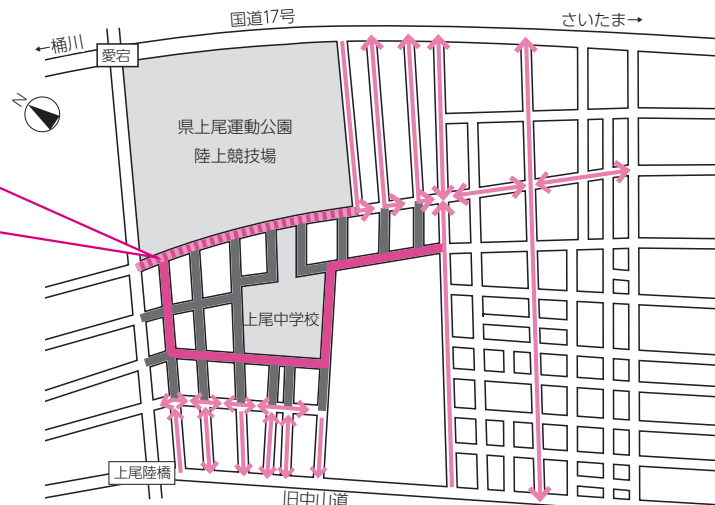
走者横断予想時間

8:40~11:30

※横断予想時間内でも、走者の横断が途切れたときは要員の指示・誘導に従い通行可能ですが、混雑が予想されますので迂回にご協力ください。



※走路沿いの駐車場などを利用しており、競技時間内に車両を移動する人はスポーツ振興課までご連絡ください。



子ども医療費の登録を

子ども支援課 0775-5120
0774-5342

子どもが医療機関を受診したときに支払う医療費を助成します。助成を受けるためには登録が必要です。

市内に住所があり、健康保険に加入している中学校修了前の子ども
※他制度(ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費など)で医療費助成を受けている人は、そちらが優先されますので、登録は不要です。**【助成額】**保険診療費または保険調剤費の自己負担分(高額療養費と家族療養費附加金を除く) **【必要書類】**子どもの氏名が記載されている健康保険証、保護者(生計中心者)名義の普通預金(貯)金口座の分かる物 **【甲】**直接、子ども支援課または各支所・出張所へ

シニアバト賞受賞者

市民協働推進課 0775-4539
0775-9819

昨年11月14日、さいたま市文化センターでシニアバト賞の表彰式が行われました。この賞は、日頃身近な所で住みよい地域社会の実現のために着実な実践活動を行っている個人と団体に対し、その活動と功績を顕彰するとともに、地域活動の促進を図

るために制定されたものです。市内では、市コミュニティ推進会議から推薦を受けた次の個人11人と1団体が表彰されました(敬称略)。

●受賞者 個人/鈴木あや子(ガールスカウト埼玉県連盟第60団上尾)、宮地好敏(原市七区)、新井明(尾山台団地自治会)、古本美砂子(食生活改善推進員協議会)、今村達夫(上平地区子ども会育成連合会)、小島嘉夫(小敷合西部事務区)、野田市郎(町谷区防犯ボランティアの会)、高山奈穂美(交通安全母の会連合会)、菅保己貴夫(原市七区防犯パトロール隊)、清水峰子(母子保健推進員)、床井正子(母子保健推進員) 団体/西上尾第一団地ふれあい喫茶部

市有地の公表

施設課 0775-5115
0775-9819

【物件の概要】①原市北二丁目23番10/宅地/146平方メートル ②須ヶ谷二丁目44番/田/592平方メートル 【価格】公売案内書を参照 ※公売案内書(一般競争入札執行要領、物件調査、入札参加申込書などの案内)は、2月1日(水)から施設課と各支所・出張所で配布します。市ホームページにも掲載します。**【公売方法】**一般競争入札 **【入札日】**3月1日(水) **【入札場所】**市役所5階

市登録手話通訳者選考試験

障害福祉課 0775-5122
0776-8872

入札室 02月3日(金)〜10日(金)(土)(日を除く)9〜17時に直接、施設課へ
03月5日(日) 市総合福祉センター(平塚724) 筆記試験、手話読み取り、手話表現、面接 市内に住住・在勤の20歳以上で、聴覚障害者福祉に理解があり、次のいずれかに該当する人①手話通訳者養成講習会を受講またはおおむね同等の技術がある②手話通訳活動の経験が2年以上ある **【甲】**申請書(障害福祉課または市社会福祉協議会にある)に必要事項を記入し、2月15日(水)まで(必着)に直接(土)(日)(祝を除く)または郵送で障害福祉課(〒362-8501本町3-1-1)へ

交通遺児手当の申請を

子ども支援課 0775-6819
0774-5342

市内に住所がある義務教育修了前の児童の両親またはそのどちらかが、交通事故によって死亡した場合に、生活を共にし、その児童を養育している保護者 **【支給額】**遺児1人につき月額3千円 **【甲】**交通事故によって死亡したことを証明できる書類(事故証明

書や死亡証明書など(コピー可)、印鑑、保護者名義の預(貯)金通帳を用意して直接、子ども支援課へ

ぐるっとくんスマイル乗車券 サービス加盟店募集

交通防犯課 0775-5138
0775-9927

公共交通と商店・商業施設などとの連携活性化を図るため「ぐるっとくんスマイル乗車券サービス」を開始します。サービス開始に当たり、加盟店を募集します。 **【事業内容】**市は、加盟店に市内循環バス「ぐるっとくん」の乗車券50枚綴り(1枚100円相当)を割安の4,500円で販売。加盟店は、サービスとしてお客さんに乗車券を配布 ※配布の条件などは各加盟店で設定できます。 **【甲】**加盟店申込書(交通防犯課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し、2月20日(月)から直接(土)(日)(祝を除く)または郵送、メールで交通防犯課(〒362-8501本町3-1-1、0209000@city.ageo.lg.jp)へ **【乗車券利用開始日】**3月1日(水) **【乗車券販売所】**上尾都市開発(株)(宮本町2-1アリコバールサロン館2階)、東武バスウエスト(株)上尾営業所(小敷谷1015-1)

時とき 所ところ 内容内容 対象対象 費用・金額 記載のないものは「無料」 定員 持ち物
甲甲 申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問 問い合わせ

2月16日(木)～3月15日(水)



税の申告を お忘れなく

市・県民税／市民税課 ☎775-5131・5132・☎775-9846
所得税／上尾税務署 (〒362-8504西門前577)
☎770-1800(自動音声案内)

市・県民税(住民税)の受付期間は
2月16日～3月15日です。

市・県民税の申告

市・県民税申告書は、平成28年中の所得に対して平成29年度に課税する市・県民税額を適正に計算する大切な資料になります。市・県民税申告書は、前年度に提出した人などに2月上旬に郵送します。また、市民税課、各支所・出張所でも配布します。

●市・県民税申告が必要な人

平成29年1月1日現在に上尾市に

住所があり、主に次の①～③のいずれかに当てはまる人が対象です。ただし、税務署に確定申告をする人は、市・県民税の申告は不要です。

①所得控除(生命保険料控除・社会保険料控除・医療費控除・扶養控除など)や、税額控除(寄附金税額控除など)を追加する ※市・県民税申告を行うと、ふるさと納税の申告特例(ワンストップ特例)の適用が受けられませんが、対象の人は、寄附金税額控除も申告してください。

②給与と所得者で次に該当する 給与を2力所以上から受けている／勤務先で年末調整をしていない／勤務先から上尾市に給与支払報告書が提出されていない ※提出の有無は勤務先に確認してください。

③給与・公的年金所得以外に各種所得があった(営業等、農業、不動産、市・県民税配当割が源泉されていない配当など) ※給与または年金所得者で、それ以外の各種所得が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが、市・県民税申告が必要になる場合があります。

●市・県民税申告に用意する物

- ①市・県民税申告書
- ②印鑑

③個人番号カード(番号確認・身元確認)または、通知カード(番号確認) +

運転免許証、健康保険証など(身元確認)

④収入金額や経費が分かる書類 給与と所得者／源泉徴収票 年金所得者／公的年金等源泉徴収票 事業所得者／所得の計算の基になる事業の収入金額や必要経費を記載した帳簿など

⑤各種控除を証明できる書類(平成28年1～12月に支払ったもの) 各種保険料控除／社会保険料(健康保険・国民年金・後期高齢者医療保険・介護保険など)や生命保険料・地震保険料などの支払金額を証明できる控除証明書など 医療費控除／医療費の領収書と、健康保険・生命保険会社などから補てんされた金額の分かる書類 ※医療を受けた個人・医療機関ごとに、支払った医療費や補てん金額を集計した明細書をあらかじめ作成してください。医療費の領収書の提示・提出がない場合は、医療費控除を適用しません。 障害者控除／身体障害者・療育・精神保健福祉などの手帳、障害者控除対象者認定書 その他の控除／証明書や領収書など、それぞれの控除に必要な書類

●市・県民税申告書の提出

市・県民税申告書は、次の①～③のいずれかで提出してください。 ※申告書に資料を貼り付けなくても

公的年金等を受給している人へ

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告は必要ありません。平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている人は、この制度は適用されません。ただし、確定申告が不要な人でも、市・県民税申告が必要な場合があります。「申告が必要な人」を参考に、当てはまる人は市・県民税申告書を提出してください。

※左記の場合でも、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。また確定申告書の提出が要件となっている控除(純損失、繰越損失など)の適用を受ける場合には、確定申告が必要になります。

所得がなかった人へ

平成28年中に所得がなかった人でも、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の算定、国民年金保険料免除の申請、障害基礎年金の所得状況届、幼稚園就園奨励費補助金の手続き、課税(非課税)証明書の交付を希望する場合など、所得がなかった旨の申告が必要となることがあります。

さい。また必要な資料が添付されていない場合は、所得や控除を修正します。申告書は、市民税課ホームページから作成することもできます。

① 郵送／記入・押印済みの申告書に源泉徴収票や各種控除証明など(医療費の領収書以外コピー可)を添付して、市民税課(〒362-8501本町3-1-1)に郵送してください。 ※郵送された資料は返却しません。資料の返却や申告受付書控が必要な人は、切手を貼り宛名を記入した返信用封筒を同封してください。

② 市民税課申告書受付用ポスト／市民税課の窓口にて、申告書受付用のポストを用意します。①と同様に準備したものを投かんしてください。

③ 申告会場／申告会場は下表の通りです。 ※申告会場開設に伴い、申告期間中(土も含む)の市民税課窓口では職員による申告書作成補助や、作成した申告書の確認は行っていません。所得税の確定申告は、税務署で受け付けていますが、給与収入や年金収入だけの人など(確定申告書A)は、市・県民税申告会場でも受け付けします。営業・譲渡所得などがある人(確定申告書B)や、新たに住宅借入金等特別控除を受ける人は、税務署で申告してください。

【市・県民税申告受付会場】

とき	ところ	対象地区	受付時間
2/16(木)	市役所 (101会議室・ギャラリー)	緑丘、上町、仲町	8時45分～16時30分
2/17(金)		宮本町、愛宕、栄町、日の出	
2/20(月)		東町、本町、原市(1316～1440番地)	
2/21(火)	上平公民館	上平地区	9時15分～15時
2/22(水)	原市公民館	原市(1316～1440番地と原市団地を除く)	
2/23(木)		五番町、原市中、原市北、原市団地	
2/24(金)		瓦葺(尾山台団地を含む)	
2/28(火)	大谷公民館	大谷本郷、堤崎、中新井、戸崎、西宮下	
3/1(水)	市民体育館	西上尾第一団地	
3/2(木)		西上尾第二団地	
3/3(金)		壱丁目、今泉、向山、川、地頭方	
3/7(火)	平方支所	平方地区	
3/8(水)	大石公民館	中妻、浅間台	
3/9(木)		弁財、井戸木、泉台、中分	
3/10(金)		小泉、藤波、畔吉、領家、小敷谷(西上尾第一・第二団地を除く)	
3/13(月)	尾山台出張所	2/24に受け付けできなかった瓦葺(尾山台団地を含む)	
3/14(火)	コミュニティセンター	春日、柏座、富士見、谷津	
3/15(水)	市役所 (101会議室・ギャラリー)	上尾宿、上尾村、二ツ宮、上尾下、原新町	8時45分～16時30分

※対象地区は混雑緩和のための目安となっています。都合が合わない場合は他の日程にお越しください。

所得税の申告

申告の内容によって上尾税務署での確定申告を案内する場合があります。

- 確定申告で用意する物
- ① 確定申告書

- ② 印鑑
- ③ 個人番号カード(番号確認・身元確認)または、通知カード(番号確認) + 運転免許証、健康保険証など(身元確認)の提示または写しの添付
- ④ 本人名義の通帳(還付申告をする人だけ)

⑤ その他、必要に応じて10ページの市・県民税の「申告に用意する物」を参考にしてください。

※詳しくは「広報あげお」1月号を参照するか、上尾税務署(〒362-8504 西門前57) ☎70-18000(自動音声案内)へ確認してください。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
 申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ